

令和8年4月10日（金）午前9時より、4月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)(6月始期)について
 議案第5号 あっせん申し出について
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
 その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和8年5月8日（金） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 平田和昭 2番 平城寿永 3番 棚町泰 4番 中原信介
 5番 辻広幸 6番 成富敬子 7番 原稔 8番 中山忠文
 10番 大石功一 11番 柳繁彰 12番 秋吉良一 13番 重松栄一
 14番 平田雅治 16番 青木照 17番 棚町和徳 18番 中野浩行
 19番 高木晋介
【欠席委員】 9番 白石季丈 15番 平田秀樹

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 南 美栄子

議長 柳 本日の議事録署名人は5番、6番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名5番、6番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外2名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農地利用集積等促進計画(案)(6月始期)について

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号番号1条文5 農地法第5条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 申請地は畑1筆256㎡で、転用目的は13区画の宅地分譲です。

事務局 辻 ●駅から北東に200mの場所になります。細長い部分だけになりますが、用途地域内の農地で第1種住居地域の白地農地となります。雑種地と農地部分を利用して13区画の宅地分譲ということになっています。東側と南側は約20cmの切土、西側と北側は20cm盛土をして、南側に排水するという計画になっています。緑地として公園が設置される予定です。雨水については、南側の側溝にということです。水利関係承諾書は、無条件での承諾書を行政区長からもらわれています。総面積は3,587㎡、内農地面積が256㎡です。住宅用地が2,723㎡、公園緑地が109.03㎡、道路、水路部分が752.23㎡となっています。都市計画法は申請済、あとの手続きは不要となっています。造成工事は6月着工で11月完了を予定されています。被害防除計画は、雨水排水は溜枡、汚水、生活雑排水は公共下水道になります。土留め工事でコンクリートブロック2～5段で土留めするということです。周囲の日照の被害防除については、周囲と同程度の地盤高とするので支障無しということです。土地改良区の意見書は該当なしとなっています。資金に問題ないことは確認しております。隣接農地はないということで特にありません。集団性有り、公共投資無し、水利承諾有り、都市計画法は第1種住居地域、農振地域は農業振興地域外です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

19番 高木委員 この周辺は集合住宅、賃貸のアパートもありまして、埋まっている状態です。そういうこともあって造成されるのではと思います。特に問題ないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第1号番号2条文5の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号番号2条文5 農地法第5条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 申請地は畑1筆264㎡で、転用目的は自己用住宅で建ぺい率は28%です。

事務局 辻 ●駅から北西に約1.7kmの場所になります。申請地の西側から北側にかけて10ha以上の農地の広がりがありますので、第1種農地となります。集落に接続した場所ということで例外規定に該当して転用が可能な場所となっております。西側は農地ですが、周りは住宅が広がっている場所になっています。現在分筆中です。西側に住宅を建てて、東側に砂利敷きの駐車場、一部は土間コンクリート仕上げとなります。盛土は特にありません。雨水は自然流下の計画です。両筑土地改良区の意

見書は受益地で該当なしとなっています。水利関係承諾書は、地元土木長と行政区長から無条件で承認をもらわれています。隣接の農地は土木長から了承をされています。第1種農地ですので代替地の検討をされていますが、価格面で今回の場所しか見つけられなかったということです。被害防除としましては、コンクリートブロック1段を周囲に設置する予定です。給水は、公共上下水道使用、雨水は自然流下、汚水雑排水は公共下水道へ接続です。集団性有り、公共投資無し、水利承諾有りです。都市計画法は非線引無指定で農振地域は農用地区域外です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

5 番 辻委員 問題ないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第1号番号3条文5の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号番号3条文5 農地法第5条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 畑39, 705㎡、その他2, 522.47㎡、●市63, 462.58㎡、合計50筆で105,690.05㎡です。転用目的は倉庫で、建ぺい率は42%です。

事務局 辻 ●駅から南東に約950m、県道●号線沿いの農地です。農地区分は第1種農地になります。例外規定は、特別な立地条件（都道府県道の沿道の区域）となっています。集団性有り、公共投資無しです。都市計画法は地区計画区域、農振地域は農用地区域外です。町境で、全部で4区画になる予定です。AとC区画は同一の事業者が利用する計画になっています。65cmから1m45cm盛土が行われます。法面保護をされるということです。A区画からD区画までそれぞれ倉庫や事務所が立つ予定です。水利関係承諾書は、行政区長と水利組合長から承認をもらわれています。●市の○区長から条件付きで承諾をもらわれています。集中豪雨時に道路冠水が頻発していることから水路の改修工事を開発工事完了までに行うこと、構造の詳細については●市と協議を行い徹底することという条件が付けられています。両筑土地改良区からは、●市側は受益地、大刀洗町側は受益地でないと確認しております。転用に関するアンケートについては、隣接する方からアンケートを取られてあります。それぞれ排水対策など説明を行い了承、話し中、あとは全部了承ということです。被害防除計画は、調整池をそれぞれ設置予定です。汚水、雑排水は合併浄化槽、近隣の騒音対策は防音壁を設けるとなっています。代替地を検討されましたが、現在の場所に決定されています。

議長 柳 私が担当ですが、特に問題ありません。皆さんから何かありませんか。

4 番 中原委員 例外規定とありますが、特別な立地条件とはどういうことでしょうか。何でもできるのでしょうか。

事務局 辻 補足で説明いたしますが、都道府県道の沿道に間口の大部分を接する物流業務施設は可能となっています。

4 番 中原委員 ひとりの人が全部するから県道に面しているのでしょうか。

事務局 辻 そういうわけではありません。今回 3 つの区画に分かれているのですが、B 区画は間口の大部分が県道に面しています。D 区画も同じです。しかし、A 区画は接しないため C 区画と同じ方が使う計画です。A と C は同じ業者でないと許可できないということです。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方はお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第 2 号番号 1 条文 4 の説明をお願いします。

<事務局 議案第 2 号番号 1 条文 4 農地法第 4 条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 畑 3 6 5 m²で、転用目的は農業用倉庫で、建ぺい率は 4 5 %です。

事務局 辻 ●駅から南東に 1. 6 5 km くらいの場所になります。農地区分は農業用施設用地になります。先月の総会で農振の計画の変更ということで、農業用施設用地に変更した箇所になります。3 6 5 m²の内 1 6 5 m²の農業用倉庫、苗床として北側は利用するという計画となっています。盛土は、2 0 c m 程度でならずようになります。両筑土地改良区の受益地となっておりますので、確認をしたところです。水利関係承諾書は、無条件での承認を地元土木長、行政区長からもらわれています。用排水は、給水は無し、雨水は既存の側溝へ放流。汚水、雑排水は発生しません。都市計画法は非線引無指定、農振地域は農業用施設用地となります。被害防除は緩衝地を設けるということです。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

18 番 中野委員 特にありません。道路拡張による移転が発生していて、工場をこの場所に移転せざるを得なくなっている状況です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

13 番 重松委員 何か変更があったのですか。

事務局 辻 いいえ、先月も同じ案件がありましたが、あれは農業振興地域の計画を農用地から農業用施設用地に変える手続きで、それをしないと農業用施設でも建てられない場所だったので、その計画を変えたうえで今回転用の許可申請となっています。

議長 柳 ないようですので、採決を取ります。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第 3 号審議番号 3 - 1 の説明をお願いします。

<事務局 議案第 3 号 農地法第 3 条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 審議番号 3 - 1 畑 1 2 6 m²の売買です。

議長 柳 担当委員さん問題ないですか。

18 番 中野委員 問題ないです。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
続きまして、審議番号３－２の説明をお願いします。

<事務局 議案第３号 農地法第３条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 審議番号３－２ 畑７７４㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さん問題ないですか。

19番 高木委員 問題ないです。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。

<事務局 議案第４号１番 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）の説明>

事務局 辻 先月大部分は行ったのですが、今回あるのは受け手の変更と急ぎで設定しなければならない案件のため、今回挙げさせていただいています。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。一括審議を行います。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第５号あっせん申し出について審議番号１の説明をお願いします。

<事務局 議案第５号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 審議番号１です。借入希望地区は●で、１５０㎡ほどの家庭菜園をとということです。希望される農地があられます。３４０㎡くらいある農地ですが、そのうち１５０㎡くらいをとのことです。

議長 柳 希望の農地があるとのことですので、担当委員は平城委員でよろしいでしょうか。

2番 平城委員 はい、わかりました。

議長 柳 よろしくをお願いします。続きまして審議番号２の説明をお願いします。

事務局 辻 審議番号２です。借入、買入希望地区は特になのですが、養鶏をしたいということで、最低５００㎡で２００㎡が２棟建てられ、近くに住宅がなく、水害がない所が良いそうです。この方はすでに●で養鶏をしてあるそうです。大刀洗町でも養鶏をしたいとのこと。平飼で２，０００羽飼われるそうです。

3番 棚町委員 養鶏をする場所は農地扱いなのでしょうか。

事務局 辻 実際には地上げして、先ほどの案件のように農業用施設用地に計画変更して、場合によっては転用が必要になるかもしれません。農業でしか使えない土地に変える感じ。です。

10番 大石委員 臭いもするので、住宅が近くにあるといけませんもんね。

事務局 辻 後で苦情が出て困るからと言ってありました。あとは水害がない所ということですね。

10番 大石委員 鳥インフルエンザなどが流行ると困りますね。山などの方が良いのでは。大刀洗町ではなかなか難しいですね。

議長 柳 なかなか難しいですね。

事務局 辻 一旦私が話してみます。大刀洗町でもできるということになった場合はまた申請するということで。

議長 柳 よろしくお願いします。では、報告第 1 号の説明をお願いします。

<事務局 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 解約がっておりますので、担当委員さん確認をお願いします。

それではこれで全ての議事の審議を終わります。